

建築確認調査依頼書

(令和 8 年度版)

決 裁 欄	課長	課長補佐	主査	係員	受付年月日
					年 月 日
					NO.

代理人 (届出者)	住所 氏名 TEL <small>※1 級建築士、2 級建築士、木造建築士または、行政書士は建築主の委任を受け代理業務を行うことができます。</small>
指定確認 検査機関	
工事種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 計画変更 ・ その他 ()
建築主	住所 氏名
建築位置	柏原市
主要用途	専用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 ・ その他 () 住宅併用 [店舗 ・ 事務所 ・ その他 ()]
用途地域	第一種低層住居専用地域 ・ 第(一 ・ 二)種中高層住居専用地域 第(一 ・ 二)種住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域 <small>※2 つ以上該当する場合は添付書類欄の※1 を参照</small>
都市計画道路	内 ・ 外 <small>※内の場合は添付書類欄の※2、※3 を参照</small>
建築協定区域	内 ・ 外 <small>※内の場合は添付書類欄の※4 を参照</small>

※太枠内を記載してください。

添付書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 建築確認調査依頼書	本用紙
<input type="checkbox"/> 申請書類 正本	確認申請書 (1面~5面) 付近見取図 (1/2500の縮尺) 意匠図 (配置図・平面図・立面図・断面図・屋外排水図)
<input type="checkbox"/> 申請書類 副本	添付資料は正本と同じ (電子申請の場合は不要)
<input type="checkbox"/> 申請書類 市控え	添付資料は正本と同じ
<input type="checkbox"/> 申請書類 消防控え	添付資料は正本と同じ (専用住宅等の場合は不要)
※1 用途地域の証明書 (写)	申請地の用途地域が2つ以上にまたがる場合
※2 都市計画道路明示 (写)	申請地が都市計画道路内に位置する場合
※3 都市計画法第53条の許可書 (写)	建築物が都市計画道路内に位置する場合
※4 建築協定の承認書 (写)	申請地が建築協定区域内に位置する場合

経由状況

	依頼日	回答日
下水総務課		
下水工務課		
大阪南消防		

(表面)

注意事項

- ・ 建築行為を実施される際、建築基準法以外の法令等の諸手続きについてもお忘れのないようご注意ください。
- ・ 下記に柏原市各担当課から建築行為に関する注意事項を示しますので、十分に理解し、必要に応じて手続き等を行ってください。詳細な内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

内 容	担当課
建築地が周知の埋蔵文化財包蔵地内に位置する場合は、着工する 60 日前に文化財保護法第 93 条に基づく届出を行うこと。	文化財課 【歴史資料館】 TEL : 072-976-3430
新築・改築の場合は、棟上げ完了後に「住居新築届」を提出すること。(ただし住居表示実施区域外の場合は、地番が住所となるので届出不要。)	市民課 【本館 1 階】 TEL : 072-929-8152
建築工事により発生するモルタルなどセメント関連排水は、道路排水施設及び水路施設へ排水せず、適切な処理を行うこと。	道路河川管理課 【別館 2 階】 TEL : 072-972-1598
周辺道路及び水路に木片や土砂等を落とさないように注意するとともに、落とした場合は速やかに除去・清掃等を行うこと。	
道路（市道）及び法定外公共物（公共用地含む）の、占用や掘削又は形状変更等の必要が生じた場合は、事前に道路河川管理課と協議し許可を受けること。	
公共下水道に接続した時は、本市条例に基づき受益者負担金を納付すること。	下水総務課 【別館 1 階】 TEL : 072-972-0911
公共下水道の使用については、本市条例に基づき下水道使用料を納付すること。	
排水設備工事を行う場合は、柏原市下水道条例第 6 条に基づき、排水設備等の計画の確認を受けてから着手すること。	 下水工務課 【別館 1 階】 TEL : 072-972-1647
内水氾濫におけるリスクについては、柏原市雨水出水浸水想定区域図を確認すること。	
建築物を新築、改築又は増築（増築後の建築物の床面積の合計が、増築前の床面積の合計の 1.2 倍を超えないものを除く。）する敷地が 1,000 m ² 以上の場合は大阪府自然環境保全条例に基づき届出等を行うこと。	みどり公園課 【別館 2 階】 TEL : 072-972-2401
区長及び隣接土地・建物所有者と協議し、問題が生じないよう努めること。万一問題が生じた場合は、当事者間で解決するよう努めること。	都市開発課 【別館 2 階】 TEL : 072-972-1593